

香芝市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 7 号

香芝市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

香芝市生活保護法施行細則（平成 1 2 年規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第 2 1 号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（保護の開始等に係る申請書等）

第 2 条 保護の開始又は変更の申請書の様式は、生活保護法による保護開始（変更）申請書（第 1 号様式）とする。

2 前項の書面に添付する書面の様式は、次のとおりとする。

- (1) 資産申告書（第 2 号様式）
- (2) 収入申告書（第 3 号様式）
- (3) 同意書（第 4 号様式）
- (4) 家賃・間代・地代証明書（第 5 号様式）
- (5) 給与証明書（第 6 号様式）
- (6) 住宅補修計画書（第 7 号様式）
- (7) 生業計画書（第 8 号様式）
- (8) 扶養届書（第 9 号様式）

3 葬祭扶助の申請書の様式は、生活保護法による葬祭扶助申請書（第 1 0 号様式）とする。

（保護の開始等の決定に係る通知）

第 3 条 法第 2 4 条第 3 項の規定による保護の開始並びに同条第 9 項において準用する同条第 3 項及び法第 2 5 条第 2 項の規定による保護の変更に係る通知の様式は、保護開始（変更）決定通知書（第 1 1 号様式）とする。

2 香芝市福祉事務所長は、法第 2 5 条第 1 項の規定により保護の開始を決定したときは、保護開始（変更）決定通知書（第 1 1 号様式）により要保護者に通知するものとする。

3 法第 2 4 条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による保護の却下に係る通知の様式は、保護申請却下通知書（第 1 2 号様式）とする。

4 法第 2 6 条の規定による保護の停止又は廃止に係る通知の様式は、保護停

止（廃止）決定通知書（第１３号様式）とする。

第４条の見出しを「（検診の命令）」に改め、同条中「第２８条」を「第２８条第１項」に、「検診命令書・検診書・検診料請求書の様式の標準は、第１４号様式」を「命令書の様式は、検診命令書（第１４号様式）」に改める。

第５条の次に次の３条を加える。

（就労自立給付金）

第６条 施行規則第１８条の４第１項の申請書の様式は、就労自立給付金申請書（第１５号様式）とする。

２ 香芝市福祉事務所長は、法第５５条の４第１項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（第１６号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（進学・就職準備給付金）

第７条 施行規則第１８条の９第１項の申請書の様式は、進学・就職準備給付金申請書（第１７号様式）とする。

２ 香芝市福祉事務所長は、法第５５条の５第１項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（第１８号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（徴収金等納入申出書）

第８条 施行規則第２２条の４第１項の申出書の様式は、生活保護法第７８条の２の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第７７条の２第１項の規定による徴収金の場合）（第１９号様式）又は生活保護法第７８条の２の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第７８条第１項の規定による徴収金の場合）（第２０号様式）とする。

第１号様式から第１４号様式までを削り、附則の次に次の２０様式を加える。

第 1 号様式（第 2 条関係）

生活保護法による保護（変更）申請書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

保護を受けようとする者との関係（ ）

次のとおり、生活保護法の規定に基づく保護の（☐開始 ☐変更）を申請します。

居住地							居住し始めた時期		
							年 月 日		
家族 の 状 況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	生 年 月 日	学歴	職業	健 康 状 態
	1					年 月 日			
	2					年 月 日			
	3					年 月 日			
	4					年 月 日			
	5					年 月 日			
	6					年 月 日			
	7					年 月 日			
	8					年 月 日			
家族のうち別の場所に 居 住 し て い る 者 が あ る と き は そ の 氏 名 及 び そ の 居 住 地									
別 添 の 書 類									
の 援 助 を す る 者 の 状 況	世帯主等 との関係	住 所	氏 名	電 話 番 号	今まで受けた援助 及び将来の見込				
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）									

備考

- 1 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合は、保護を受けようとする者が別添の書類を記入してください。
- 2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第 8 5 条又は刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定によって処罰されることがあります。

第 2 号様式（第 2 条関係）

資産申告書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

			延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
土 地	宅 地	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し
		☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し
		☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し
		☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し
建 物	居 住 用 ☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 借間	☐ 有り ☐ 無し	延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
					(家賃 円)	☐ 有り ☐ 無し
	そ の 他	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	☐ 有り ☐ 無し	円			
預 貯 金	☐ 有り ☐ 無し	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	☐ 有り ☐ 無し	種 類	額	評 価 概 算 額	
		契 約 先	契 約 金	保 険 料	
生 命 保 険	☐ 有り ☐ 無し				
そ の 他 の 保 険	☐ 有り ☐ 無し				

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪車及び 原動機付き自転車 を 含 む 。)	☐ 有り ☐ 無し	使用状況	所 有 者 氏 名	車 種	排気量	年 式
		☐ 使 用 ☐ 未使用				
貴 金 属	☐ 有り ☐ 無し	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	☐ 有り ☐ 無し					

4 負債（借入金）

☐ 有り ☐ 無し	金 額	借 入 先
	円	

備考

- 1 この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入してください。
- 2 資産の種類ごとにその有無についてチェックをしてください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- 3 有りにチェックをした資産については、次の(1)から(3)までのとおり記入してください。
 - (1) 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
 - (2) 有価証券の種類は、例えば「株券」、「国債」等と記入し、評価概算額の欄は、当該有価証券を現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - (3) 貴金属の品名は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- 4 書ききれない場合は、余白に記入し、又は別紙に記入の上添付してください。
- 5 資産のうち証明書等を取れるものは、この申告書に必ず添付してください。
- 6 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第3号様式（第2条関係）

収入申告書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の氏名	仕 事 の 内 容、 勤務先の名称等	区 分	当月分の 見 込 額	前 3 月 分		
				月分	月分	月分
		収 入				
		必要経費(1)				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費(2)				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費(3)				
		就 労 日 数				
必 要 経 費 (前月分) の主な内容	必 要 経 費 (1)					
	必 要 経 費 (2)					
	必 要 経 費 (3)					

2 恩給、年金等による収入

	種 別	収 入 額
☐ 有り ☐ 無し	☐ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 年金生活者支援給付金	月額 円
	☐ 恩給 ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 雇用保険 ☐ 傷病手当金 ☐ その他 ()	年額 円
☐ 有り ☐ 無し	☐ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 年金生活者支援給付金	月額 円
	☐ 恩給 ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 雇用保険 ☐ 傷病手当金 ☐ その他 ()	年額 円
☐ 有り ☐ 無し	☐ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 年金生活者支援給付金	月額 円
	☐ 恩給 ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 雇用保険 ☐ 傷病手当金 ☐ その他 ()	年額 円

3 仕送り等による収入（前3月間の合計を記入してください。）

☐ 有り ☐ 無し	内 容		仕送りをした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	() k g 程度	

4 その他の収入（前3月間の合計を記入してください。）

☐ 有り ☐ 無し	内 容		収 入
	生 命 保 険 等 の 給 付 金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋等の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入（1から4までに記入したものを除く。）

☐ 有り ☐ 無し	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は、記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入がない理由

備考

- この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入してください。
- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業による収入について当月分の見込額の欄に記入する場合は、前1年間の総収入のみを記入してください。
- 区分の必要経費(1)から(3)までの欄は、収入を得るために必要な交通費、材料費、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 収入の有無についてチェックをください。有りにチェックをした収入については、その右欄を記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入し、又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち証明書等を取れるものは、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第4号様式（第2条関係）

同意書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住所

氏名

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及びその他の法令等による扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

第 5 号様式（第 2 条関係）

家賃・間代・地代証明書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

借受人の家賃、間代及び地代について、次のとおり証明します。

借 受 人	住 所	
	氏 名	
賃貸借料	家 賃	月額 円
	借間代	月額 円
	借地代	月額 円 年額 円
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）	
	☐ 平屋 ☐ （ ）階建て ☐ その他（ ）	
床 面 積	㎡	
権 利 金	円	
敷 金	円	
契 約 更 新 料	円	
条 件		
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

第 6 号様式（第 2 条関係）

給与証明書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

所 在 地

事 業 者 名
(雇主名)

次の者の給与について、次のとおり証明します。

居 住 地				職 名 及 び			
氏 名				職 務 内 容			
給 与 額	基 本 給	円		控 除 額	所 得 税	円	
	日 給	円			健 康 保 険 料	円	
	家 族 手 当	円			厚生年金保険料	円	
	地 域 手 当	円			雇 用 保 険 料	円	
	手 当	円					
	交 通 費	円					
		小 計 (ア)			円		小 計 (イ)
差 引 支 給 額 (ア) - (イ)		円		摘 要			
前 2 月 の 手 取 り 額	月分	円					
	月分	円					
備 考							

第 7 号様式（第 2 条関係）

住宅補修計画書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

住宅補修の計画について、次のとおり提出します。

建物の規模及び構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の状況					
補修のために必要とする費用	品 名	規 模	単 価 × 数 量 = 金 額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
	見積者	見 積 年 月 日	年 月 日			
住 所						
氏 名						

第8号様式（第2条関係）

生業計画書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

生業の計画について、次のとおり提出します。

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものとその金額

3 生業の見通し

(1) 収入を上げ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益（(2)から(3)を引いた額）

第9号様式（第2条関係）

扶養届書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援（対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙等のやり取り又は一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりをいう。）について

精神的な支援の可否	☐ 可 ☐ 不可
理由：	
支援の開始時期	年 月から
具体的な支援の内容及び頻度	
緊急時の連絡先（電話番号）	

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	☐ 可 ☐ 不可
理由：	
将来的な援助の意思	☐ 有り ☐ 無し
援助の開始時期	年 月から
援助の方法及び程度	

3 私の世帯について

(1) 家族構成、収入等の状況

氏 名	続 柄	生年月日	職 業	勤務先の名称	平均月収額
					円
					円
					円
					円
					円

上記のうち について、 扶養控除を受けている者の氏名（ ） 又は会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額（ 円）

(2) 資産の状況 ☐有り ☐無し

☐ 家屋： m ² ☐ 宅地： m ² ☐ 田畑： m ² ☐ 山林等： m ²
--

(3) 負債の状況 ☐有り ☐無し

負 債 の 内 容	返 済 月 （ 年 ） 額	返 済 の 終 了 予 定
☐ 住宅ローン	円	
☐ その他（ ）	円	

(4) 健康保険等の加入状況

☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 共済（ ） ☐ その他（ ）
上記のうち国民健康保険以外に加入している場合 については被扶養者として、 ☐ 認定されている。 ☐ 認定されていない。 ☐ 認定手続をとる予定である。

備考

- 1 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 2 収入等及び負債の状況については、その状況が明らかになる書類として、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表等の写しを添付してください。

第 1 0 号様式（第 2 条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

電 話 番 号

死亡者との関係

生活保護法の規定に基づく葬祭扶助を受けたいので、次のとおり申請します。

死 亡 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	死 亡 年 月 日	年 月 日		
	死 亡 時 の 居 住 地			
	葬 祭 を 行 う 者 と の 関 係			
葬 祭 予 定 日		年 月 日		
葬 祭 費	遺 留 金 額	差引不足額	備 考	

第 1 1 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市福祉事務所長



保護開始（変更）決定通知書

生活保護法による保護の（開始・変更）について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 保護の決定内容等

決 定 内 容	認 定 年 月 日	決 定 し た 理 由

2 あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種 類	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	扶 助	扶 助	合 計（ア）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当費	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
種 類	一 時 扶 助（イ）				合 計 （ウ＝ア＋イ）	
金 額	円	円	円	円	円	
支 給 区 分						
ウの金額のうち別途送金額 （福祉事務所から関係機関 に代理納付した金額又は 生活保護法第 7 8 条の 2 の 規定による費用徴収額）						費用徴収額 円
あなたが支払う金額（医療機関に支払う場合は、1 0 円未満切捨てとなります。）						
本 人 支 払 額	円					

3 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支 給 日	支 給 方 法	実際に支払われる金額	返 還 額
		円	円

4 備考

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 2 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

様

香芝市福祉事務所長



保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による保護については、
次の理由で保護できないため却下します。

1 却下の理由

2 この通知が申請後 1 4 日を経過した理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 3 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市福祉事務所長



保護停止（廃止）決定通知書

生活保護法による保護の（停止・廃止）について、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 年 月 号 日

様

香芝市福祉事務所長



検診命令書

次のとおり、検診を受けてください。

検診を受ける日時	年 月 日 時 分
医 療 機 関 の 所 在 地	
医 療 機 関 の 名 称	
担当医師等の氏名	
検 診 の 理 由	

備考

- 1 検診を受けるときは、この検診命令書を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第 2 8 条第 1 項の規定によるものです。
- 3 この検診を受けない場合は、生活保護法第 2 8 条第 5 項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止されるときがあります。

検診書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

所 在 地

名 称

代表者氏名

検診結果は、次のとおりです。

- 1 受診者の居住地
- 2 受診者の氏名
- 3 傷病名
- 4 病状
- 5 診療の要否、診療の方法等に関する意見
- 6 特記事項

検診料請求書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり請求します。

受診者の居住地											
受診者の氏名											
請 求 額	診 察 料	点		(検査名等)							
	検 診 料	点		☐ 自立支援医療診断書料							
	文 書 料	円		☐ 自立支援医療更新料							
				☐ 精神障害者保健福祉手帳診断書料							
				☐ 身体障害者手帳診断書料							
				☐ 障害年金診断書料							
				☐ その他 ()							
	合 計			作成日 年 月 日							
振 込 先	支 払 機 関 名		預 金 種 別		口 座 番 号						
	銀行	支店	普 通 ・ 当 座 その他 ()								
	農協	店 番	フ リ ガ ナ								
	信金				口座名義人						

第 1 5 号様式（第 6 条関係）

就労自立給付金申請書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

次のとおり相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添付して申請します。

1 保護を必要としなくなった理由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳

4 公金受取口座の利用について

☐ 利用する。 ☐ 利用しない。

備考 公金受取口座を利用しない場合は、原則、保護費の振込先口座に給付金が振り込まれます。別の口座への振込を希望する場合は、別途申し出てください。

第 年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 支給額 円

2 保護の廃止時期 年 月 日

3 支給を決定した理由

4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(1) 支給年月日 年 月 日

(2) 支給方法

5 この通知が申請後 1 4 日を経過した理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 17 号様式（第 7 条関係）

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添付して申請します。

1 世帯主の氏名

2 申請者の生年月日 年 月 日

3 進学先又は就職先

4 進学後又は就職後の居住先

☐ 進学前又は就職前の住宅と同じ

☐ 転居により進学前又は就学前と異なる住居に居住

(居住予定地：)

5 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれかの書類

(ア) 入学金を納付したことを証する書類の写し

(イ) 入学金延納を申請した書類の写し

(ウ) 進学先が発行する入学手続が完了したことを証する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、次のいずれかの書類

(ア) 内定通知書、事業主が発行する就職証明書等

(イ) 個人事業の開業届の写し

(ウ) その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

7 進学・就職準備給付金振込先

(1) 公金受取口座：☐ 利用する。 ☐ 利用しない。

(2) 公金受取口座を利用しない場合

ア 金融機関名：

イ 支店名又は記号：

ウ 預金種類：☐ 普通預金 ☐ 当座預金

エ 口座番号：

オ 口座名義人：

第18号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市福祉事務所長



進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合
 - (1) 支給額 円
 - (2) 支給日 年 月 日
 - (3) 支給方法
 - (4) 通学又は通勤の区分
- 3 不支給の場合は、その理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 19 号様式（第 8 条関係）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に
充てる旨の申出書（生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定による徴
収金の場合）

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住所

氏名

私は、 分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限
る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）から、毎月 円を
生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定による徴収金の支払に充てることを申し出
ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基
づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

第 20 号様式（第 8 条関係）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に
充てる旨の申出書（生活保護法第 78 条第 1 項の規定による徴収金
の場合）

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住所

氏名

私は、不実の申告等不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 の規定により交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）から、毎月 円を生活保護法第 78 条第 1 項の規定による徴収金の支払に充てることを、下記の内容について確認した上で申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合は、生活保護法第 78 条第 1 項の規定による徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、上記の方法により保護金品等から支払に充てること。

以 上

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の様式による書類等は、この規則による改正後の様式による書類等とみなす。
- 3 この規則による改正後の様式は、令和14年3月31日までの間、これらの様式に所要の修正を加えて使用することができる。